平成３０年（フ）第５９号
和歌山市梅原84番地５
債務者　中川　和秀
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第８１号
和歌山市梅原84番地５
債務者　中川さゆり
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森脇　大介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成30年６月28日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成３０年（フ）第９７号
岐阜市六条北３丁目８番13号
債務者　今川龍作こと　**今**川　龍作
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝　　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月３日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第４７０号
札幌市白石区栄通２丁目10番１―202号
債務者　稱木　亮一
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿部　迅生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年７月11日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１６号
岩手県一関市萩荘字袋田142番地４、前住所神奈川県横浜市中区長者町１丁目１番地13濱ゆめ706
債務者　渡邉　将伍
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成３０年（フ）第１９号
三重県伊勢市小俣町明野1473番地
債務者　森下　美奈（旧姓北角）
1　決定年月日時　平成30年４月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成３０年（フ）第３８３号
福岡県太宰府市観世音寺２丁目18番27―303号
債務者　畑野　智一
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８８号
福岡市早良区次郎丸２丁目25番35―112号
債務者　宗田真由美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８１号
さいたま市西区大字土屋31番地１　レオパレス31　107号
債務者　小堀　　淳
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３９６号
さいたま市南区大字円正寺133番地２
債務者　西島めぐみ
1　決定年月日時　平成30年４月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５２号
埼玉県越谷市大字袋山1022番地　コーポセキネ１―106
債務者　波平　文雄
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１４９号
新潟県長岡市長倉１丁目134番地
債務者　大宮　徹夫
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１７１号
新潟県長岡市永田２丁目14番15号
債務者　星　　修一
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第３４１号
札幌市北区北39条西６丁目２番15号　ソニア麻生Ａ102号
債務者　鈴木　花奈（旧姓柴崎）
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３５２号
札幌市中央区南12条西11丁目２番２―401号
債務者　村上　　章
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３６３号
札幌市豊平区中の島１条９丁目４番14号　コーポラス大峰102号
債務者　西村　吉一
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第３７３号
札幌市厚別区厚別中央１条２丁目１番58―203号
債務者　杉山　孝行
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部